

様式第 1 号別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 本要綱第 8 条の規定による報告及び立入調査について、姫路市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、本要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に姫路市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) (就業の場合のみ) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合：半額

ただし、2 (2) 及び (5) について、姫路市から県内の他の事業実施市町や、西宮市北部地域(西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域)へ転出した場合は、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。